

岐阜県屋外広告物条例施行規則（昭和二十九年岐阜県規則第四百四十七号）新旧対照表

第一条 略

（許可申請手続）

第二条 条例第七条、第八条第四項若しくは第五項、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定により許可を申請しようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い中欄に掲げる申請書正副二通に下欄に掲げる書類を添えて提出するものとする。

| | | |
|--|-------------------------|--|
| 条例第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定により許可を申請しようとする者 | 屋外広告物許可申請書（別記第一号様式） | <ul style="list-style-type: none"> 一 位置図（野立広告物については、道路及び鉄道等からの距離を明示すること。） 二 形状、寸法及び構造に関する仕様書 三 構造図 四 彩色広告面模写図 五 建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図 六 その他知事が必要と認める書類 |
| 条例第十一条第二項の規定により許可期間の更新を申請しようとする者 | 屋外広告物許可期間更新申請書（別記第二号様式） | <ul style="list-style-type: none"> 一 広告物等のカラー写真 二 第六条第一項第四号に掲げる広告物以外の広告物にあつては、屋外広告物自己点検報告書（別記第二号の様式） 三 その他知事が必要と認める書類 |
| 条例第十二条第一項の規定により許可を申請しようとする者 | 屋外広告物変更許可申請書（別記第三号様式） | <ul style="list-style-type: none"> 一 屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類 |

（新）

第一条 略

（許可申請手続）

第二条 条例第七条、第八条第四項若しくは第五項、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定により許可を申請しようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い中欄に掲げる申請書正副二通に下欄に掲げる書類を添えて提出するものとする。

| | | |
|--|-------------------------|--|
| 条例第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定により許可を申請しようとする者 | 屋外広告物許可申請書（別記第一号様式） | <ul style="list-style-type: none"> 一 位置図（野立広告物については、道路及び鉄道等からの距離を明示すること。） 二 形状、寸法及び構造に関する仕様書 三 構造図 四 彩色広告面模写図 五 建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図 |
| 条例第十一条第二項の規定により許可を申請しようとする者 | 屋外広告物許可期間更新申請書（別記第二号様式） | <ul style="list-style-type: none"> 一 広告物等のカラー写真 |
| 条例第十二条第一項の規定により許可を申請しようとする者 | 屋外広告物変更許可申請書（別記第三号様式） | <ul style="list-style-type: none"> 一 屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類 |

（旧）

(新)

| | | |
|--|--|------------------|
| | | 「その他知事が必要と認める書類」 |
|--|--|------------------|

第三条から第三十五条まで 略

付 則 略

別表 略

別記第一号様式及び別記第二号様式 略

別記第二号の様式 (第二条関係)

別記第三号様式から別記第二十二号様式まで 略

(旧)

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

第三条から第三十五条まで 略

付 則 略

別表 略

別記第一号様式及び別記第二号様式 略

別記第三号様式から別記第二十二号様式まで 略